

公募型比較見積合わせの執行について

大阪市西淀川区長 松田 和也

次のとおり、公募型比較見積合わせ（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和7年6月19日

1. 案件情報	
案件名称	参議院議員通常選挙における当日従事者用弁当(昼食)買入
納品日	令和7年7月20日(日曜日)
納入場所	別紙仕様書のとおり
2. 日程	
見積書提出期間	令和7年6月30日午前9時00分 から 令和7年7月4日午後5時00分 まで
資格審査資料等提出期間	令和7年6月30日午前9時00分 から 令和7年7月4日午後5時00分 まで
仕様書に関する質問期間	令和7年6月19日午前9時00分 から 令和7年6月25日午後5時30分 まで
質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書(任意書式)を持参・郵送・FAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。 文書による提出先は、5. 比較見積に係る各種手続きに関する問合せ先と同じ。 ※FAXの場合は送信後に着信を電話にて、5.比較見積に係る各種手続きに関する問合せ先の担当に確認すること。
質問先電子メールアドレス	tk0001@city.osaka.lg.jp
質問回答方法	質問の回答は、令和7年6月27日午後5時までに、西淀川区HP<入札契約情報<物品買入・借入・その他請負関係<西淀川区役所物品供給等公募型比較見積案件について「【選挙管理委員会事務局】参議院議員通常選挙における当日従事者用弁当(昼食)買入」にて公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
該当ページのURL	https://www.city.osaka.lg.jp/nishivodogawa/page/0000655786.html
3. 比較見積参加資格	
次に掲げるすべての要件に該当すること。 (1) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿(物品供給等・業務委託)に「60食料品」で登録されていること、もしくは比較見積参加申請日から起算して2年以内に公職選挙法(昭和25年法律第183号)に基づく選挙及び投票において地方公共団体を相手方とした投票事務従事者用弁当の買入に係る契約実績を有していること。 (2) 大阪市内に本店または支店・営業所を有すること。 (3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に基づく営業許可(営業の種類:飲食店営業)を有していること。 (4) 比較見積参加申請日から起算して5年以内に食中毒等により食品衛生法(昭和22年法律第233号)第60条または第61条に基づく営業許可停止措置を受けていないこと。	
4. 比較見積参加申請	
提出書類	①見積書(任意書式) ②配達計画書(任意書式) ③納入予定弁当サンプル写真 ④比較見積参加申請日から起算して2年以内に公職選挙法(昭和25年法律第183号)に基づく選挙及び投票において地方公共団体を相手方とした投票事務従事者用弁当の買入に係る契約実績を証するもの(契約書の写し等) ※比較見積参加申請日から起算して2年以内に当区との契約等により当該書類の提出を行った者に限り、提出を要しないこととする。 ⑤食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に基づく営業許可証(営業の種類:飲食店営業)の写し ※比較見積参加申請日から起算して2年以内に当区との契約等により当該書類の提出を行った者で当該提出時から書類の記載内容に変更がない場合に限り、提出を要しないこととする。 ⑥比較見積参加申請日から起算して5年以内に食中毒等により食品衛生法(昭和22年法律第233号)第60条または第61条に基づく営業許可停止措置を受けていないことの誓約書(様式1)
提出方法	持参・郵送いずれかの方法により提出すること。 ※郵送の場合は、見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。
書類提出場所	大阪市西淀川区御幣島1-2-10 大阪市西淀川区選挙管理委員会事務局 (大阪市西淀川区役所 5階) TEL 06-6478-9626
5. 契約相手方決定後の手続きについて	
契約相手方となった者は、契約締結にあたり以下の書類を提出すること。 ①使用印鑑届(様式2) ※入札・見積、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑を届けるもの ②委任状(様式3) ※支店、営業所等で契約を行う場合のみ ③印鑑証明書又は印鑑登録証明書 ※原本とし、法人にあっては代表者、個人にあっては本人のもの ④履歴(現在)事項全部証明書 ※法人のみ、写し可 ⑤身分証明書 ※個人のみ、本籍地の市町村が発行する禁治産又は準禁治産者、破産者でないことがわかるもの、写し可 ⑥登記されていないことの証明書 ※個人のみ、法務局が発行する成年後見登記に係るもの、写し可 ※ただし、①～⑥書類は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に「60食料品」で登録されている者に限り、提出を要しないこととする。 ※③～⑥の証明書は全て比較見積参加申請日から起算して3か月以内に発行されたものであること。	
6. 比較見積に係る各種手続きに関する問合せ	
大阪市西淀川区選挙管理委員会事務局	大阪市西淀川区御幣島1-2-10 (大阪市西淀川区役所 5階) TEL 06-6478-9626 FAX 06-6477-0635

西淀川区公募型比較見積（物品供給等・業務委託）【共通事項】			
1. 比較見積参加資格	(1)	①	公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		③	見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けていないこと
		④	見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(2)	比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。	
	(3)	比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行う。	
	(4)	当区の指定する期限までに、公告本文に定める比較見積参加資格に定める書類等（以下「資格審査資料」という。）を提出できること	
2. 比較見積参加手続等	(1)	見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと。	
	(2)	見積書提出後の辞退は認めない。	
	(3)	仕様書等は、公告日以降に公告文に定める契約担当窓口又は当区ホームページよりダウンロードするものとする。	
	(4)	仕様書等に対する質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	(5)	上記(2)～(3)によらない場合は、公告本文に定める。	
3. 見積の方法等	(1)	見積書の提出期間は公告本文に定める。	
	(2)	比較見積参加者がいない場合は当該比較見積を取止め又は中止する。	
	(3)	見積書の提出	
		①	見積書は、入札金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		②	契約相手方決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること
		③	見積書の記載は注意して正確に行い、見積書記載例において確認を行ってから見積書の提出を行うこと
		④	見積書の提出は、見積書提出期間内に完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、締切日時までに余裕をもって見積書の提出を行うこと
		⑥	一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
	4. 比較見積の不調		
	比較見積の結果、契約相手方と認められるものがないときは、本案件を不調とし、再度の公告の検討を行うかを含め検討するものとする。		
5. 見積の無効	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積	
	(2)	1に定める見積参加資格を有しない者がした見積	
	(3)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積	
	(4)	見積書提出日より見積書締切日時までの間において、見積参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(5)	見積書締切日時までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積書	

6. 比較見積参加資格の審査及び契約相手方の決定	(1)	見積締切後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約相手方とし、契約の決定を通知する。
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、見積締切日以降に、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約相手方を決定するものとする。なお、同価落札者の申出により、当該入札事務に関係のない当区職員が代わってくじを引くことができる。また、くじを引くことを辞退したものについては、その見積を無効とする。
	(3)	見積締切後、契約相手方決定までに、いずれかの見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
	(4)	見積締切後、契約相手方決定までの間に、見積参加者が次の項目に該当した場合は見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
		① 大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(5)	契約相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約相手方となることを辞退することができない。
7. 契約相手方の決定	原則として、契約相手方の決定は見積書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による）の翌営業日とし、当区より直接、契約の相手方になった者に連絡を行う。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。	
8. 契約相手方の公表	原則として、契約相手方の公表は契約相手方の決定後、速やかに西淀川区ホームページ上にて行うこととする。また、公表内容は契約相手方及び落札金額のみとする。	
9. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金 免除
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の5以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 また、大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
	(1)	提出された見積参加資格審査資料等は、無断で他に使用しない。
10. その他	(2)	契約相手方決定後契約締結までに、契約相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	(3)	契約締結後、当該契約の契約期間内に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(4)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。